

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成31年1月10日（平成31年（行情）諮問第15号）

答申日：平成31年3月1日（平成30年度（行情）答申第455号）

事件名：海空作戦教範の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「海空作戦教範 平成19年2月9日 統合幕僚監部（統合教範10-2）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月15日付け防官文第20963号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 憲法9条の下で許容される「武力行使」であることを国民の目から審査される必要がある。
- (2) アメリカ海軍も「Joint Publication 3-13」など空海作戦の運用についての方法論を公開しており、ミサイルの射程や通信周波数など技術情報を含めない範囲なら自衛隊の任務の効果的遂行に支障を来すとはいえない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『海空作戦教範』文書分類（大）人事教育（中）教育」の開示を求めるものであり、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法9条1項の規定に基づき、平成28年12月15日付け防官文第20963号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由については、別紙1のとおりであり、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するため、

不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「憲法9条の下で許容される『武力行使』であることを国民の目から審査される必要がある。アメリカ海軍も『Joint Publication 3-13』など空海作戦の運用についての方法論を公開しており、ミサイルの射程や通信周波数など技術情報を含められない範囲なら自衛隊の任務の効果的遂行に支障を来すとはいえない。」として、不開示部分の開示を求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

なお、本件対象文書の不開示部分については、同一文書が対象となった平成26年度（行情）答申第430号（以下「先例答申」という。）において、当該部分は法5条3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるとの情報公開・個人情報保護審査会の判断を得ている。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年2月27日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、統合幕僚監部が平成19年2月に作成した「海空作戦教範」である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

頁	不開示とした部分	不開示とした理由
2	「4 日米共同下における海空作戦」の全て	日米共同及び海上自衛隊・航空自衛隊間の協定に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2, 3	「5 協定」の一部	
4	「第1款 要説」の一部	海上自衛隊、航空自衛隊及び連絡班の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4, 5	「第2款 海上自衛隊」の全て	
5, 6	「第3款 航空自衛隊」の全て	
6	「第4款 連絡班」の全て	
7	「第1節 海空作戦の一般的な手順」の本文の1行目の一部及び4行目ないし6行目の全て	作戦手順に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7, 8	「1 要請」の全て	
8, 9	「2 回答」の全て	
9	「3 発動」の一部	
	「4 報告・通報」の一部	
10	「第1款 調整」の一部	協同要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における防空、攻撃、偵察要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10ないし12	「第2款 艦隊防空」の全て	
12ないし14	「第3款 対艦攻撃」の全て	
14ないし1	「第4款 協同偵察」の全て	

6		
16	「2 通信系」の一部 「3 通信系の設定に当たり考慮すべき事項」の全て	通信に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17, 18	「第4節 情報交換」の一部	海空作戦時の情報交換に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における情報交換・通報要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18, 19	「第5節 空域統制」の一部	空域統制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における空域統制要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	「第6節 戦闘機の要撃管制」の全て	要撃管制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における戦闘機の要撃管制要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	「第7節 地点等の表示」の全て	地点等の表示に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における地点等の表示が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることか

		ら、法5条3号に該当するため不開示とした。
20	「別紙第1」の一部	指揮組織に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における指揮命令系統が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21	「別紙第2」の一部	作戦手順に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
22	「別紙第3」の一部	海空作戦において使用する要請に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
23	「別紙第4」の一部	海空作戦において使用する回答に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
24	「別紙第5」の一部	海空作戦において使用する報告・通報に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する海空作戦における運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生

		じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	--

別紙 2

1 本件対象文書について

本件対象文書は、統合幕僚監部が平成19年2月に作成した「海空作戦教範」である。

2 不開示情報該当性について

(1) 海空作戦の運用要領に関する情報

2頁, 3頁, 7頁(11行目ないし24行目), 8頁ないし15頁, 16頁(1行目), 17頁(下から2行目及び1行目), 18頁, 19頁及び22頁ないし24頁の不開示部分には、海空作戦の運用要領に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海空作戦における具体的な運用要領が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 海空作戦に係る指揮組織に関する情報

4頁ないし6頁, 7頁(3行目及び6行目ないし8行目), 20頁及び21頁の不開示部分には、海空作戦に係る指揮組織に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海空作戦における部隊の態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 海空作戦に係る通信に関する情報

16頁(1行目を除く。)及び17頁(下から7行目ないし4行目)の不開示部分には、海空作戦に係る通信に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、部隊の通信要領等が推察され、自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。